

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人帝塚山学園
②設置大学名称	帝塚山大学
③担当部署	事務局学長室
④問合せ先	gaku@jimu.tezukayama-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 6 月 22 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 7 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tezukayama-u.ac.jp/ disclosure/governance_code/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的については、ホームページや事業計画書に明示している。 志願者や学生に向けては、「大学案内」や「学生手帳」のほか、自校教育冊子『帝塚山大学はじまりの物語』などの印刷物などを通じて、教職員にあっては、常時着用する名札裏面に理念・目的等を示しているほか、全教職員が参加する「始業式」等の行事を通じて理念・目的の確認を行い、常に意識づけるよう取り組んでいる。 （掲載先 URL） https://www.tezukayama-u.ac.jp/aboutus/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3つの方針（ポリシー）は毎年度点検を行うこととしており、大学全体の方針のもと、学部・学科・研究科において、それぞれの組織内会議体での検討を経て、教授会や研究科委員会で審議している。さらに、教学マネジメント委員会において全体的な統括、調整を経た上で、大学協議会にて確定している。 また、帝塚山大学自己点検・評価委員会規程第2条において、2年に1度自己点検・評価報告書を作成することとしており、同委員会で纏めた結果をもとに、部局等委員会で改善のための諸施策について検討を行い、教育の質の向上、学習環境・内容の整備・充実に努めている。 学生等への明示について、学生には履修要項、また志願者には大学案内（キャンパスガイド）にそれぞれ掲載するとともに、併せてホームページでも公開することにより、その周知を図っている。 （掲載先 URL） https://www.tezukayama-u.ac.jp/aboutus/purpose/ https://www.tezukayama-u.ac.jp/disclosure/evaluation/
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長・副学長・学長補佐・学部長それぞれの職務については、帝塚山学園組織規定および帝塚山大学学則にそれぞれ定めている。 【学長】人材養成目的を達成するためリーダーシップを発揮し、大学校務をつかさどり所属教職員を統督する。 【副学長】学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 【学長補佐】学長の命を受けて、専門的知見に基づき、特定の事項について学長を補佐する。

	【学部長】学部を代表し、学部の校務をつかさどり所属職員を監督する。 また、教授会の役割については、帝塚山大学学則第 44 条及び各学部教授会規程により、「教授会は学長が特定の事項について決定を行うにあたり意見を述べること」と定めており、決定権者である学長に対して、意見を述べる関係にあることを明確化している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（P D C A サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、大学設置基準第 7 条に定める教育研究実施組織の編制に従い、教員だけでなく事務職員も構成員として位置づけた各種委員会を設置し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行いながら、教職協働体制を確保している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	帝塚山大学における F D 及び S D に関する規程第 2 条にしたがい、基本方針および年次計画に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に資することを目的とした、職員による必要な知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質を向上させるため、大学として組織的に行う研修を実施している。 （掲載先 URL） https://www.tezukayama-u.ac.jp/disclosure/faculty/

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	帝塚山学園では 2022 年度から 6 年間に及ぶ「帝塚山学園第 5 次中期計画」を策定しており、帝塚山大学では、この中期計画に基づき『時代を“生き抜く力”』と『時代の“変化に対応できる力”』を備えた人材の育成」を重点目標として掲げ、これを達成するべく年度ごとの事業計画を策定している。 計画策定にあたってステークホルダーからの意見を取り入れるため、学生や父母等、卒業生や外部機関等へ定期的にアンケートを実施しており、これらの結果について教学マネジメント委員会や各学部教授会や研究科委員会で考察し、教育活動をはじめとする大学運営に広く反映させている。 （掲載先 URL）https://tezukayamagakuen.jp/financial/
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	事業計画については、各部局から四半期ごと（第 1 四半期を除く）に進捗状況の報告を求めており、この結果を大学

	協議会において構成員で共有し、管理把握を行っている。 また、年度末には事業報告書を纏めており、内容はホームページ等を通じてステークホルダーに公表している。 (掲載先 URL) https://tezukayamagakuen.jp/financial/
--	--

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学の特別客員教授である著名な社寺の貫首や宮司、経済評論家等を講師とした講座や、親子が揃って参加できる講座など、多岐にわたる公開講座や学校教育法第105条に基づく履修プログラム（織物講座）などを実施し、地域の多様な社会人に向けた生涯学習の場を広く提供している。 (掲載先 URL) https://www.tezukayama-u.ac.jp/social/lectures/ https://www.tezukayama-u.ac.jp/social/re_learning/
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	帝塚山大学が策定した社会連携・社会貢献に関する方針に行動計画として「社会連携・社会貢献の推進と教育研究成果の社会への還元」を掲げ、近隣自治体やU・R都市機構などの企業団体、大阪電気通信大学などの学術機関等と連携協定を締結し、その活動を通じて課題解決に向けた結節点としての役割を果たしている。 また、これらの成果は、『プロジェクト型学習実践事例集』の刊行や「実学の帝塚山大学 実践学生発表祭」の開催などにより広く社会に発信するとともに、更なる活動の推進を目指している。 (掲載先 URL) https://www.tezukayama-u.ac.jp/social/cooperation/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生に対応するため、例えば障害を持つ学生には帝塚山大学における障害学生支援規程に基づき、入学前に所属学部教員と関係する事務部署の担当者が面談を行い、支援や配慮が必要な内容について確認を行っている。また、入学後においても、日々のコミュニケーションの中から気付いた点を、情報の取扱いには十分な注意を払いつつ、学内関係者間で適切な情報共有、連携を行うことにしている。 この他、精神保健面におけるサポートを行うべく学生相談室を設置するほか、留学生支援に向けて国際交流担当職員

	を置くなど、支援体制を整備・充実させている。 教員についても、教員人事委員会において毎年度末に教員人事の総括を実施し、年齢や性別等の構成を確認するとともに、編制方針のもとで著しく偏ることが無いよう体制を整備している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	帝塚山大学では、教員の採用や教育職管理者（学長、副学長、学長補佐、学部長）の選考において性差を設けておらず、教員構成においても女性比率が 41.0%（全国平均 28.2%、令和 7 年度学校基本調査）、また教育職管理者 8 名（兼務する者を算入しない）のうち 4 名が女性である。 帝塚山学園の役員等においても性差は設けてはいないが、役員（理事・監事）については、現員 11 名のうち 1 名が女性である。評議員については、学校法人帝塚山学園寄附行為第 33 条第 4 項に「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする」と規定しており、現員 14 名のうち 4 名が女性である。 (掲載先 URL) https://tezukayamagakuen.jp/wp/wp-content/uploads/2026/04/20260401_riji_all.pdf https://tezukayamagakuen.jp/wp/wp-content/uploads/2026/04/20260401_hyougi-in_all.pdf

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、学校法人帝塚山学園寄附行為第 9 条に「私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない」旨を明記しており、その通り実行している。理事長の職務については、同寄附行為第 15 条第 6 項に「この法人を代表し、その業務を総理する」と明記している。理事の選任に関しては、本学園では評議員会を「理事選任機関」としており、選任過程については、同寄附行為第 6 条及び第 8 条並びに学校法人帝塚山学園評議員会運営規則第 6 条に明記し、その通り実行している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務については、学校法人帝塚山学園寄附行為第 14 条及び第 15 条に、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」旨、「理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する」旨を明

	記しており、その通り実行している。理事会は評議員会に対し、同寄附行為及び学校法人帝塚山学園評議員会運営規則に定める通りに、意見聴取のための諮問や決議事項等の報告を行うことで、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事長及び常務理事が概ね3か月に1回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告している。また、学内理事には定例の会議等を通じて、外部理事については学園の会議議事録等により、それぞれ情報の提供を行っている。このほか、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、今般の私学法改正を踏まえて役員に求められる役割等について認識を深めるため研修会を開催している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の資格については、学校法人帝塚山学園寄附行為第24条に「監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない」旨を明記しており、その通り実行している。会計監査人についても同寄附行為第53条に明記しており、その通り実行している。監事及び会計監査人の選任過程については、同寄附行為第23条、第51条及び第54条に明記している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査室と連携し、監査の計画は毎年度策定している。監事会を定期的開催し、監査結果等について、意見交換等を行うなど、監事、会計監査人及び監査室の連携体制を確立するとともに、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、監査室を設け、監事を支援している。また、監事に対しては、理事会への出席を求め、概ね3か月に1回、理事長及び常務理事が自己の職務の執行の状況について報告している。さらに、学内報や広報誌、学園の会議議事録等の送付等により、法人全体及び各学校の現況について情報を得られるようにするとともに、文部科学省等が実施する各種研修等への参加機会を提供している。特に、今般の私学法改正にあたっては、役員に求められる役割等について認識を深めるための研修会を開催するなど、

	監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。
--	------------------------------------

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、学校法人帝塚山学園寄附行為第 33 条において、「評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。(1)この法人の職員のうちから選任した者 4 名、(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから選任した者 4 名、(3)学識経験者（この法人の職員である者を除く。）のうちから選任した者 5 名以上 7 名以内」としており、学校法人の建学の精神、教育又は研究の特性を理解している者、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任し、バランスのとれた評議員会を構成している。選任過程については、学校法人帝塚山学園評議員選任規則を定め、透明性を確保しつつ、その通り実行している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務について、学校法人帝塚山学園寄附行為第 38 条及び第 42 条並びに学校法人帝塚山学園評議員会運営規則において規定し、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう、学内評議員とは定例の会議等の機会を通じ、情報提供等している。学外評議員についても適宜情報を提供している。このほか、今般の私学法改正を踏まえて役員に求められる役割等について認識を深めるため研修会を開催するなど、研修機会の提供に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	帝塚山学園が定める危機管理に関する規定に基づき、帝塚山大学危機管理に関する規程を定め、その具体的な行動について危機管理マニュアルを別に策定し、体制を整備している。 また、災害防止、不祥事防止対策として、FD 及び SD に関する研修会を、毎年度テーマを設けて全教職員を対象に実施している。 あわせて、学長調整会議において危機管理マニュアルの

	見直しを実施する中において、これを体系化するために事業継続計画についても整備を進めている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を受け、帝塚山大学における研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程等を改正・施行している。四半期に1度、不正防止に向けた取り組みを促進する啓発活動を実施しており、より一層、教職員の意識の向上と浸透を推進している。 また、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を帝塚山学園監査室に設置し対応しているほか、研究活動に係る不正行為等に関する告発については、学長室を受付窓口として対応している。 （掲載先 URL） https://www.tezukayama-u.ac.jp/social/activities/fraud_prevention/

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等、また帝塚山大学情報公開規程にしたがい、情報公開を行っている。また、これ以外にも教育・研究に資する情報については、大学の基本情報を纏めた『FACT BOOK』や大学広報誌『大学通信帝塚山』などの刊行物等を発行し、より詳細な情報の公開を積極的に推進している。 （掲載先 URL） https://www.tezukayama-u.ac.jp/disclosure/
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	前述の大学広報誌のうち、特に父母等や地域に向けて教育活動を発信する刊行誌である『大学通信帝塚山』では、公開情報についての解説を適宜行うことにしているほか、経年比較等も必要に応じて付け加え、より分かりやすい情報提供を心掛けている。 （掲載先 URL） https://www.tezukayama-u.ac.jp/aboutus/public/koho/

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明